

欧州

米 EU 間の巨大 FTA が交渉入り

ジェトロ海外調査部欧州ロシア CIS 課 牧野 直史

現在、米国ワシントン DC とベルギー・ブリュッセルを席巻する語がある。TTIP (ティーティップ) だ。米 EU 間の FTA、いわゆる環大西洋貿易投資パートナーシップのこと。その TTIP が実現した場合に期待される効果の一つが、規制の調和・相互承認によるコストの減少。これまでも規制問題はさまざまな枠組みで議論されてきたが、TTIP という法的枠組みをてこに問題改善への期待が高まる。産業界も積極的に提言を行っているが、今のところ TTIP の妥結は、日米、日 EU、米 EU の主要三極間 FTA (自由貿易協定) の中では最後になるとみられている (図)。

6月後半にも交渉開始へ

米 EU 間の FTA 構想は、産業界を中心に従来主張され続けてきた。北米での NAFTA (北米自由貿易協定) 締結以降は、環大西洋自由貿易地域 (TAFTA) と呼ばれる FTA 構想が議論されたこともある。しかし、両国・地域間の FTA 構想が正式交渉の場で取り上げられることはなかった。欧州は WTO (世界貿易機関) をはじめとする多国間枠組みへの影響を懸念し、他方、米国では意見や規制が国ごとに異なる EU との交渉で果たして利益が得られるのかという懐疑的な声も強かったからだ。そのため、両者間の FTA 構想は

水面下で動き出しては消えた。

しかし、WTO ドーハラウンドは中国やインドなど新興国の発言力が高まったことで難航を極め、もはや動きそうもない状況にある。EU、米国とも経済は芳しくない。そこで成長政策としての FTA に期待が高まった。特に債務危機下の EU では、財政支出の拡大は困難で、予算支出の伴わない成長政策として、大国との FTA に取り組むべきだとの声が強まった。

オバマ大統領は 2 月の一般教書演説で、TTIP 交渉に取り組むことを表明。EU、米国は交渉開始に向け手続きを進めることに合意した。米通商代表部 (USTR) は 3 月 20 日に交渉開始を議会に通知、順調にいわば EU も 6 月 14 日の閣僚理事会で欧州委員会に交渉権限を付与する決定を採択する予定だ (5 月末時点)。

交渉開始に向けた準備を進めることが正式に決まったことで、米 EU の FTA をめぐる議論は、かつてない盛り上がりを見せている。特に TTIP で取り上げる課題として期待されるのが、非関税障壁・規制問題だ。

規制問題への取り組みが交渉の焦点

米 EU 間の規制協力をめぐることは、2005 年来毎年官民合同のフォーラムが開かれている (12 年は不開催)。フォーラムは利害関係者による発表を含む公開

会合と政府間の非公開会合とで構成され、EU 米国間の規制問題に関する対話の場として機能してきた。とはいえ、フォーラムは意見交換にとどまり、従来は大きな注目を浴びることはなかった。

ところが、13 年 4 月 10、11 日にワシントン DC で開かれた

表 各団体の指摘する問題点・提言リスト

団体名	分野	問題点/提言
欧州: ACEA、米国: AAPC	自動車	双方で合意した五つ程度の標準の相互承認をパイロットプロジェクトとして実施
欧州: Cefic、米国: ACC	化学品	規制アプローチの調整のため新規規制制定の際の諮問、協力のメカニズム構築
欧州: COCIR、米国: MITA	医療機器	製造者品質管理制度の監査の相互承認
医療機器メーカー	医療機器	EU 法上、ある加盟国で医療機器の登録が認められれば他の加盟国でも販売できるはずだが、実際には他の加盟国でもあらかじめ登録が必要な場合があり、要改善
欧州: EFPIA、米国: PhRMA	医薬品	GMP、GCP 順守評価のための査察の相互承認
米国冷凍食品協会	食品	国際的に広く認められている添加物の使用制限、警告ラベル貼付義務の緩和
米全国精製協会 (NRA)	SPS	バイオ燃料用として需要の多い獣脂の第三国からの輸入を禁じている
米国食肉協会 (AMI)	SPS	肉製品の病原体低減措置 (PRT) が禁止されている。現在乳酸による PRT の承認手続きが進められているが、煩雑で時間がかかる
トウモロコシ精製業協会 (CRA)	SPS	残留農薬基準、特定汚染物質の許容値の相互承認の可能性
全米豚肉生産者協議会 (NPPC)	SPS	EU は塩酸ラクトバミンを使用した豚肉の輸入を禁止しており、EU に輸出するには、ラクトバミンを使用していないことを証明するため「EU 向け豚肉プログラム」への参加が必要
PCIA	保険サービス	同等性評価など議論のための常設フォーラム (米 EU 規制当局に加え米国の州当局も関与)

資料: 2012 年 10 月米 EU 規制問題意見公募および 13 年 4 月フォーラム提言を基に筆者作成

米 EU 高級規制協力フォーラムの公開会合には、定員 130 人の枠に 360 人以上が申し込むなど注目が集まった。TTIP 交渉開始の合意が関心を大幅に高めたことは間違いない。会合では、業界団体など利害関係者が 50 件近い発表を行い、TTIP に盛り込まれるべき内容を主張した。

米、EU とともに既に 12 年 10 月、両国・地域間の規制問題について意見公募を行っている。13 年 2 月に交渉開始に向けた手続きを進めることが正式に表明されたことで、産業界のアプローチも積極的になっている（表）。米国では 5 月 29、30 日に公聴会が開かれた。これに先立つ意見公募では、367 件もの意見が寄せられた。さらに EU は、交渉開始後に再度米国と共同で、規制問題に特化した意見公募を行う意向を示している。EU、米国とも TTIP で具体的にどのような成果を得られるのか模索しており、産業界によるロビー活動も活発化するものとみられる。

これまで議論されてきた規制問題を TTIP に組み込むことにどんな意義があるのか。一つは、法的拘束力のある約束として盛り込むことで、問題改善の確実性を高めることができる。EU には、自動車、電子機器などの非関税障壁約束を取り付けた韓国との FTA の成功体験がある。第 2 は、規制問題への取り組みで課題とされてきた高いレベルでの政治的支持を確保できること。TTIP という協定を基盤とすることで、より強固なものが期待できよう。EU 韓国 FTA では分野別にさまざまな委員会が設けられ、定期的に会合が開かれた。その結果、これら枠組みを通じてタイミングよく問題改善が図られており、欧州での評価は高い。

第 3 は、議会の関与が強まること。従来、規制問題に取り組むに当たり議会の関与を高める必要性が指摘されてきた。立法的な改定が必要な場合がある他、規制当局は政府から独立の機関として位置付けられているため、政府よりも予算を掌握する議会の声を通りやすいからだ。この点、米欧とも FTA 妥結には議会の同意が不可欠で、必然的に議会の TTIP への関与を求めることになる。また、欧州議会の国際貿易委員会 (INTA) のモレイラ委員長が、去る 4 月米議会を訪問した際、環大西洋立法対話 (TLD) を提案したことは、議会の関与を強める試みとして注目されよう。

図 EU の主要 FTA 交渉・締結状況



三極の FTA が交錯

このように TTIP を通じた規制問題改善の議論は少しずつ始まる。だが、合意に向けた課題は山積している。例えばドゥ・グヒュト委員が相互承認の可能な例としてしばしば挙げる自動車基準については、認証制度が異なるという制度的な障害がある。また、米国が要求するとみられる衛生植物検疫措置 (SPS) の問題の象徴として、遺伝子組み換え (GM) 食品の規制がある。この問題で落としどころを探るには相当な議論が必要だろう。とはいえ、EU、米国とも真剣に議論を始めている点を見逃してはならない。

日 EU EPA/FTA 交渉は既に 13 年 4 月に第 1 回交渉会合を行った。TPP 交渉にも、日本は 7 月から参加する見込み。TTIP 交渉が間もなく開始すれば、日米 EU 三極がそれぞれ FTA 交渉を開始することになる。これらの交渉は相互に関連し合うとともに、多国籍交渉でも第三国への圧力となり、世界レベルでのルール作りにも寄与する。

通商専門家の間では、TTIP 交渉は、既に交渉の課題が明らかな日 EU FTA/EPA 交渉より時間がかかると見る向きが多い。TPP も年内妥結を目指しており、TTIP の妥結はこの三つの FTA では最後になるとみられている。だが、仮に米 EU 間で議論が先行すれば、日本は世界規模でのルール作りに後れを取ることになる。日本の産業界としては、日本が直接交渉に関わる日 EU、TPP の議論だけでなく、米 EU 間の TTIP 交渉も注視していく必要があるだろう。